

朋優学院高等学校 P T A 規約

第 一 章 総 則

- 第 1 条 本会は朋優学院高等学校 P T A と称する。
- 第 2 条 本会は事務局を朋優学院高等学校事務室内に置く。
- 第 3 条 本会は本校生徒の保護者、本校に在職する教職員及び本校に関係を有し、特に本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

第 二 章 目 的 及 び 事 業

- 第 4 条 本会は会員の緊密な協力により本校の民主教育を推進援助し、生徒の心身の健全な発達を図り校運の発展に寄与する事を目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 教育内容の充実と向上
 2. 教育環境の整備と充実
 3. 生徒の諸活動への助成
 4. 生徒及び会員の福利、厚生
 5. 会員の親睦と教養の向上
 6. その他、本校の教育の目的達成に必要な事項

第 三 章 役 員

- 第 6 条 本会に下記の役員を置き、役員会を構成する。
1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 若干名
 3. 書 記 若干名
 4. 会 計 若干名
 5. 会計監査 若干名
 6. 参 与 学校長
 7. 顧 問 若干名
- 第 7 条 役員の仕事は下記の通りである。
1. イ. 会長は本会を代表し会務を統括する。
ロ. 会長は学校長の同意を得て委員会の委員長を委嘱する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
 3. 書記は会議事録、資料の整備保管にあたる。
 4. 会計は会計事務にあたり、年度末に決算報告をする。
 5. 会計監査は会計事務を監査する。
 6. 参与は本会の運営に関し、指導助言する。
 7. 顧問は本会の重要事項について、会長の諮問にこたえる。
- 第 8 条 本会の役員は下記により選出する。
1. 会長、副会長は前年度会長、副会長並びに参与の話合いにより会員中より推挙する。
 2. 書記、会計及び会計監査は会員の中より会長が委嘱する。
 3. 顧問は特に本校教育に関心の深い功労者を校長が推薦する。
- 第 9 条
1. 役員は総会において承認されなければならない。
 2. 役員の任期は 1 会計年度とする。ただし引き続き留任しても差し支えない。

第 四 章 委 員 会

第 1 0 条 本会に下記の委員会を置く。

1. 実行委員会 実行委員会は役員、学級委員長・副委員長、広報委員長・副委員長、文化委員長・副委員長、教職員代表をもって構成する。
2. 学級委員会 委員会の代表として学級委員長及び副委員長を置く。
3. 広報委員会 委員会の代表として広報委員長及び副委員長を置く。
4. 文化委員会 委員会の代表として文化委員長及び副委員長を置く。

第 1 1 条 各委員会の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 五 章 会 議

第 1 2 条 本会には、総会、役員会、実行委員会及び臨時委員会を置く。

第 1 3 条

1. 総会は全会員によって構成し最高の議決機関とする。
会長は毎年 5 月中にこれを招集し、会員の過半数をもって議決する。
2. 会長が必要と認めた時、又役員と委員の過半数の要求があった時は、臨時総会を開催する事ができる。
3. 役員会は必要のある毎に会長がこれを招集する。
4. 実行委員会は次にかかげる事項以外の事項について審議し、議決することができる。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 年度活動計画
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員を選任
5. 各委員会は委員長が随時開催し、出席者の過半数をもって議決する。

第 六 章 会 計

第 1 4 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 1 5 条 予算並びに決算は役員会、実行委員会を経て、総会において決定する。

第 1 6 条 本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第 1 7 条 会員の会費は、月額 1,300 円、入会金は生徒 1 名につき 15,000 円とする。

第 七 章 補 則

第 1 8 条 本規約は昭和 5 4 年 4 月 1 日から実施する。

本規約は平成 6 年 5 月 2 1 日一部改訂。

本規約は平成 1 1 年 5 月 2 2 日一部改訂。

本規約は平成 1 3 年 5 月 1 9 日一部改訂。

本規約は平成 2 9 年 5 月 1 3 日一部改訂。

本規約は令和 3 年 5 月 8 日一部改訂。

第 1 9 条 本規約の改正は総会において会員の過半数の同意がなければならない。

第 2 0 条 削除

第 2 1 条 削除

附 則

平成 1 1 年 5 月 2 2 日一部改訂の規約は平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

平成 1 3 年 5 月 1 9 日一部改訂の規約は平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

平成 2 9 年 5 月 1 3 日一部改訂の規約は平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

令和 3 年 5 月 8 日一部改訂の規約は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。